漁業生産力の発展に関する計画（共同漁業権）【記載例】

第１ 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（１）名称

○○漁業協同組合が有する共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

（２）対象となる漁業権

第一種共同漁業

第〇号、第〇号、第〇号、第〇号、第〇号

第二種共同漁業

（藻建網・磯建網漁業）第〇号、第〇号、第〇号、第〇号、第〇号

（雑魚桝網等漁業）第〇号、第〇号、第〇号、第〇号、第〇号

第三種共同漁業

（地びき網漁業）第〇号、第〇号

（つきいそ漁業）第〇号

第２ 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

（１）生産の合理化

① 収益性の向上に係る生産の合理化

・購入費用を抑えるための燃油、資材等の共同購入を推進する。

・操業コストを削減するため、船底、プロペラの掃除や減速航行による燃油使用量の削減を徹底するよう指導する。

・出荷に係るコスト、労力等を抑えるため、共同出荷等を推進する。

② その他の生産の合理化

・確定申告に関する研修への出席を組合員に勧め、青色申告を行うよう指導する。

（２）その他

・組合員の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置、運営を行い、販路拡大に努める。

・新規就業者を確保するため、技術や経験に関する漁業研修を実施する。

・行使者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。

・水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、行使者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。

第３ 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

令和○年○月○日～〇年○月○日（免許期間）

第４ その他

（１）計画の点検

総会において、１回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

（２）都道府県との連携

（１）の点検結果については１回／年以上県知事に提出する。

（３）関係機関との連携

当該計画については、必要に応じて県、漁業関係団体等に助言等を求める。

漁業生産力の発展に関する計画（区画漁業権）【記載例】

第１ 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（１）名称

○○漁業協同組合が有する区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

（２）対象となる漁業権

第一種区画漁業

藻類養殖業　第〇号、第〇号、第〇号

貝類垂下式養殖業　第〇号、第〇号

貝類小割式養殖業　第〇号、第〇号

魚類小割式養殖業　第〇号、第〇号

第２ 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

（１）生産の合理化

① 収益性の向上に係る生産の合理化

・養殖水産物の品質を高いレベルで均一化し、飼料コスト削減のため共同購入した飼料の使用を推進する。

・購入費用を抑えるための燃油、資材等の共同購入を推進する。

・養殖コストを抑えるため、漁船、筏、小割生簀等の共同利用を推進する。

・雇用労賃等を抑えるため、加工作業、出荷作業等の生産活動の協業化を推進する。

② その他の生産の合理化

・確定申告に関する研修への出席を組合員に勧め、青色申告を行うよう指導する。

（２）その他

・組合員の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置、運営を行い、販路拡大に努める。

・新規就業者を確保するため、技術や経験に関する漁業研修を実施する。

・漁場環境の観測（水温、溶存酸素量、赤潮のモニタリング等）を行う。

第３ 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

令和○年○月○日～〇年○月○日（免許期間）

第４ その他

（１）計画の点検

総会において、１回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

（２）都道府県との連携

（１）の点検結果については１回／年以上県知事に提出する。

（３）関係機関との連携

当該計画については、必要に応じて県、漁業関係団体等に助言等を求める。